



トピックス…①

チーズ関税割当制度とその利用状況

財務省「貿易統計」によると、2011年度のナチュラルチーズの輸入量は212千トンとなり、過去最高を記録した。また、わが国のプロセスチーズ生産量も114千トンと過去最高となった。このような状況の中で、農林水産省は4月2日、「とうもろこし等の関税割当制度に関する省令」（昭和40年農林省令第13号）の規定に基づき、2012年度の関税割当数量を公表した。チーズ及びカードのうちプロセスチーズの原料として使用するもの（以下、「プロ原チーズ」という）の無税枠は、前年度比300トン増の66,200トンとなった。

1. 関税割当制度の概要

関税割当制度とは、一定の輸入数量の枠内に限り無税又は低税率（一次税率）を適用し需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、この一定の輸入数量の枠を超える輸入分には高税率（二次税率）を適用することによって、国内生産者の保護を図る仕組みである。

一次税率の適用を受ける数量（関税割当数量）は、原則として、国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令（関税割当制度に関する政令）で定めることとされている。

関税割当制度の対象品目は、1961年度の制度導入以後、国内産業事情等の変化に応じて適宜追加及び廃止されてきている。1995年度よりウルグアイ・ラウンド（UR）において関税化することとされた品目のうち、国際的に約束したアクセス機会（基準年：1986年～1988年）の確保のため関税割当制度の対象として追加した11品目を含め、現在では20品目となっている。

プロ原チーズの関税割当制度は、国産のプロ原チーズが十分な国際競争力を確保するまでの間、需要者（プロセスチーズ製造者）に対し、国産ナチュラルチーズを使用することを条件に、プロ原チーズの低関税輸入を一定数量の範囲内で認めるものであり、安価な輸入品を供給する一方で、国産ナチュラルチーズの需要を創出し、チーズ向け国産生乳取引の維持・拡大を図ることを目的としている。

このプロ原チーズの基本税率は35.0%、WTO譲許税率は29.8%であるが、関税割当による輸入については、使用する国産ナチュラルチーズの2.5倍相当量までが「無税」となっている。

2. 関税割当制度の利用状況

近年におけるチーズの関税割当制度の利用状況は表

1の通りである。国産のプロ原チーズが、安価な輸入品と十分な国際競争力を確保していないことを理由に、関税割当制度は維持されてきた。

しかし、表中の「関税割当利用率」が示すように、関税割当による輸入量が関税割当数量を満たした年はない。また、関税割当数量と国内生産量の2.5倍相当量を比較すると、2002年度、2005年度、2009年度、2010年度以外の年は、後者が前者を下回っている。以上のことから、「プロセスチーズの需要が期待したほど伸びなかったために関税割当による輸入量が増加しなかった年」と、「プロ原チーズの国内生産量が不足したために関税割当数量を満度に利用できなかった年」があったことが推察される。

ちなみに、2011年度のチーズ向け生乳取引数量は前年度対比0.3%減の496千トンで、国内でプロ原チーズ向け生乳を充分確保できたとは言えない。このような状況の下で、関税割当数量を増加した背景には、2012年度の生乳生産や用途別生乳需要が不透明であることから、国産ナチュラルチーズの需要を拡大し、チーズ向け生乳取引を維持・拡大しようという政策意図があると言えよう。

表1 チーズの関税割当制度の推移

単位：トン、%

	関税割当数量	関税割当による	関税割当利用率	プロセスチーズ原料用ナチュラルチーズ	
	(A)	輸入量(B)	B/A	国内生産量(C)	C×2.5
2001	55,300	47,162	85.3	20,188	50,470
2002	52,100	43,519	83.5	22,650	56,625
2003	55,200	47,331	85.7	21,133	52,833
2004	54,200	45,537	84.0	21,334	53,335
2005	61,100	52,420	85.8	24,633	61,583
2006	63,600	55,853	87.8	23,562	58,905
2007	62,800	60,097	95.7	24,674	61,685
2008	66,700	52,754	79.1	22,878	57,195
2009	60,300	54,042	89.6	25,278	63,195
2010	62,400	58,162	93.2	26,385	65,963
2011	65,900	58,348	88.5		
2012	66,200				